

倶知安町先進不妊治療費等助成事業のご案内

令和6年度より、医療保険適用の特定不妊治療と併用して実施した先進不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費と交通費の一部を助成します。

令和5年4月1日以降に開始した先進不妊治療についても遡及助成いたします。

<助成の対象>

次の要件を全て満たすご夫婦が助成の対象となります。

- 夫婦の内、どちらか1人が倶知安町に住所がある
- 法律上の婚姻をしている（事実婚関係にある者を含む）
- 妻の年齢が治療開始時に43歳未満である
- 他の市町村の助成を受けていない、又は今後受ける予定がない



<助成の内容>

●助成回数	●～39歳 通算6回 ●40歳～42歳 通算3回
●助成上限額	●治療費 助成対象経費 又は 基準額1回5万円の低い額に 助成率 10分の7 を乗じた額（小数点以下切捨て） ●交通費（片道25Km以上、1回の治療に対し5回まで） 助成対象経費 又は 基準額（裏面）の低い額に 助成率 3分の2 を乗じた額（小数点以下切捨て）

<申請に必要な書類等>

- 先進不妊治療費等助成事業申請書（別記様式第1号）
- 不妊治療費等助成事業受診等証明書（別記様式第2号）
- 世帯全員が記載されている住民票の写し（個人番号を除く。発行3か月以内）
- 先進不妊治療に係る領収書の原本
- 振込口座の通帳
- 自宅から医療機関までの距離数が記載された Google マップなどの写し
- 事実婚関係にある場合は、事実婚関係に関する申立書（別記様式第3号）

<申請の注意点>

- 申請の窓口は、倶知安町役場 こども未来課母子保健係（7番窓口）です。
- 申請が諸事情により遅れる可能性がある場合は、下記担当までご相談ください。



[申請・問合せ先]

〒044-0001

北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地

倶知安役場 7番窓口

倶知安町こども未来課母子保健係

TEL 0136-22-1144

FAX 0136-21-2143

<交通費 助成基準額>

距離区分	補助単価（往復）
25Km 超えて 50Km まで	1,430円
50Km 超えて 75Km まで	2,450円
75Km 超えて100Km まで	3,200円
100Km 超えて125Km まで	4,520円
125Km 超えて150Km まで	5,150円
150Km 超えて175Km まで	5,880円
175Km 超えて200Km まで	6,720円
200Km 超えて225Km まで	8,080円
225Km 超えて250Km まで	8,820円
250Km 超えて275Km まで	9,550円
275Km を超える	10,180円